

令和8年度 第15号 近江八幡市観光パンフレット作成業務委託 仕様書

1. 業務名

第15号 近江八幡市観光パンフレット作成業務委託

2. 業務目的

令和5年3月に観光振興計画を改訂し、「近江八幡ライフスタイルツーリズム～近江八幡らしい生活文化の継承と共創～」を掲げ、理念の実現に向けての施策のひとつとして情報発信力の強化を定めている。現行の観光パンフレット「近江八幡漫遊」は、発行から15年が経過しており、その間、施設情報や軽微なデザイン変更は行ってきたものの、大々的な更新は行ってこなかった。また一方で、情報媒体の充実を図るために、観光 WEB サイトの更新や Instagram の開設、観光アンバサダーを通じたプロモーションも実施してきた。SNS を含め、近年の情報発信は WEB が必須となってきているが、紙媒体の情報発信も依然として需要が高く、令和9年秋に滋賀を舞台に開催される大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」に向けて、時代のニーズに合わせた観光パンフレットへのリニューアルが求められている。

制作にあたっては、現行の観光パンフレット「近江八幡漫遊」に捉われず、理念である「近江八幡ライフスタイルツーリズム～近江八幡らしい生活文化の継承と共創～」を伝えられる内容とし、かつ、観光客目線で市内観光スポットや店舗などのまちの魅力を伝えられるようなパンフレットとすること。また、詳細版と概要版を作成し、詳細版については、旅マエ（市外の方を対象としたイベントでの配布や市外施設での配架により、当市への観光誘客を促す）を意識した内容とし、概要版については旅ナカ（市内の観光施設等での配架により周遊を促す）を意識した内容とする。

※近江八幡市観光振興計画（R5.3 改訂）は市ホームページで公開

3. 履行期間

契約日～令和9年11月30日

4. 本市の観光コンセプトについて

近江八幡市の観光振興計画では、新たな観光理念として【「近江八幡ライフスタイルツーリズム」～近江八幡らしい生活文化の継承と共創～】を掲げている。本市の観光は、先人が培ってきた豊かな環境を次世代のために育むまちづくりが原点となっており、市民生活と観光が結びつき、地域も観光客も喜びを分かち合うことができる持続可能なまちづくりを目指す。

5. 業務内容

(1) パンフレット制作業務

① 企画・デザイン等

制作にあたっては、複数案を提示した上で市の担当者と十分協議し、市が主催する観光

関連事業者を集めたプラットフォーム会議に受託者も出席し、パンフレットの内容について意見を聴取し、反映に努めること。なお、プロポーザル提案時のデザイン等は参考とするが、契約締結後に複数案を提示し、協議の上、最終デザイン案を決定するものとする。掲載スポット・施設の選定については、滋賀県観光入込客数統計調査の対象スポット・施設を中心に選定し、受託業者から提案を行い、市の担当者との協議及びプラットフォーム会議での意見聴取も反映し、決定する。

上記を除く飲食・物販・体験を提供する観光施設等に関しては有料での掲載とし、市が公募を行い決定する。ただし、選定に関しては受託者も積極的に関与し、市に対して専門的な知見からアドバイスを行うこと。

また、本パンフレットが紙媒体として完結するものではなく、観光客の行動変容及び周遊促進につながる媒体となるよう、市公式観光ウェブサイト及び SNS 等への効果的な誘導を図るものとする。なお、誘導方法については、QR コードの掲載に限らず、閲覧意欲を高める見せ方や導線設計を含め、受託者からの提案すること。

②取材・撮影

パンフレットで使用する写真素材及び紹介文章については、原則として受託事業者において撮影、調達、作成すること。(有料掲載施設においても同様とする。)

出演者を起用する場合は肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続については受託事業者において行うこと。

また、「5. 業務内容(2) 観光写真撮影業務」で撮影する写真素材についても使用は可とするが、撮影スポットとパンフレット掲載スポットは、同一とは限らないものとする。

③仕様

ア 紙質

【詳細版】90kg以上

【概要版】90kg 以上

※企画意図を明確にすることで、その他の規格の提案も可とする。

イ サイズ

A4 両面

※企画意図を明確にすることで、その他の規格の提案も可とする。

ウ 色目

フルカラー印刷

エ 頁数

【詳細版】中綴じ／16ページ

【概要版】巻き4つ折り／8ページ

※企画意図を明確にすることで、その他の規格の提案も可とする。

オ 印刷部数

【日本語版】詳細版10,000部 概要版70,000部

【外国語版】概要版(英語)5,000部(韓国語・繁体字・簡体字)各1,000部

カ 内容

・ライフスタイルツーリズムの紹介

- ・市内の観光素材の紹介
- ・周遊促進
- ・観光地マップ
- ・グルメ情報、特産品・工芸品・体験等の紹介

※上記は一例であり、より良い案がある場合は企画意図を明確にし、自由に提案できるものとする。

キ 外国語翻訳

外国語版については、日本語版の概要版をベースした翻訳を基本とするが、受託者は、国・地域ごとの観光ニーズや市場特性を踏まえた編集方針について提案することができるものとする。また、翻訳する際は、原文の意図が十分に伝わる内容で発信できるように、機械翻訳ではなく、各外国語を母国語とし、かつ、日本語を十分理解する者が翻訳すること。

ク 梱包

100部～200部程度を段ボール等に入れ、発送に際し、ほどけや破損等が無いよう強度を担保した厳重な梱包を施すこと。

④成果物及び納期並びに納品場所

ア 印刷物(パンフレット)

イ 保管用電磁データ

保管用電磁データは、電子媒体に記録したものを1部納品するものとし、以下の形式を含むものとする。

- ・PDFデータ(画像圧縮なしの高品質ハイエンドデータ)
- ・Illustrator等データ(フォントのアウトライン済みデータ及びアウトライン前データ)
- ・使用した写真及びイラストのデータ(JPEG、TIFF形式)
- ・可能な限り編集可能な元データ(RAWまたはPSD形式)

上記データに加え、制作に使用したソフトウェアのバージョンや制作上の特記事項を記載した制作データ仕様書を添えて納品すること。

納品方法はUSBメモリやCD/DVDなどの物理的電子媒体又は双方が合意したオンラインストレージなどの安全な電子媒体にて行うものとし、納品方法は事前に委託者と受託者の間で協議の上決定する。

ウ ウェブアップロード用電磁データ

保管用電磁データをウェブアップロード用にダウンサイジングしたものを、保管用電磁データに合わせて納品すること。

エ 納期

令和9年7月31日

- ・外国語版の納期については、相談の上決定する。(日本語版と同時期又は以後)

オ 納品場所

α) 印刷物及び電磁データ

近江八幡市役所観光政策課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236

b) 印刷物

・市所管観光施設 5箇所程度

・有料掲載施設 20箇所程度

※別途委託者からリストを提供する。

(2) 観光写真撮影業務

①目的

本業務で作成する観光パンフレット及び観光 WEB サイトへ掲載するための観光素材の撮影を行う。

②内容

・春・夏・秋・冬の四季を感じる写真を市内施設等の季節ごと 20 箇所程度、計80箇所程度で撮影すること。季節ごとに重複するスポットはあるが、全て同一とはしない。

・上記とは別に、祭礼、イベントなど市内で開催される催しを10件程度撮影すること。

※左義長まつりなど2日間の祭礼・イベントも1件としてカウントする。

③著作権

成果物の著作権は市に帰属し、二次利用を可能とすること。

被写体許諾取得は受託者で行うこと。

④成果物及び納期

ア 成果物

写真データは、長辺が 4,000 ピクセル以上の解像度を有し、RAW 形式及び JPEG 形式で整理された状態で電磁媒体に記録し、1 部納品するものとする。納品された写真データは観光ウェブサイト(本市及び県域)のフォトライブラリーにて公開され、第三者が自由に使用できる利用許諾を付与するものとし、これに係る著作権・使用許諾等の権利関係については受託者が事前にクリアし、委託者及び第三者に権利侵害の責任が生じないよう保証する。納品媒体及び納品方法は USB メモリ、CD/DVD 又は双方合意のオンラインストレージ等を用い、安全かつ確実に受け渡しを行うものとし、具体的な納品方法は委託者と受託者で事前に協議の上決定する。

イ 納期

令和9年11月30日

6. 打合せ等への出席について

当業務に関わる打合せを月2回程度開催し、打合せの議事録についても受託者で作成し、実施後一週間程度で提出すること。また、市が開催するプラットフォーム会議(履行期間中、3回程度)にも出席し、本業務に関する説明を行い、出席者から出た意見をパンフレット作成の反映に努めること。

7. 留意事項

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に示されていない事項、不明事項等について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

- (2) 業務遂行にあたり、個人情報保護に関する法律等を遵守し、関係情報の取扱いや遺漏が無いように十分注意を払うこと。また、業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。
- (3) 受注者は、本業務における統括責任者及び主任技術者を定め、契約に基づき策定業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。なお、統括責任者及び主任技術者は、業務の履行にあたり技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有する技術者を専従させなければならない。
- (4) 本業務における委託料の支払については、全ての業務の完了をもって支払うものとする。
- (5) 本業務により作成・納品された成果物（以下「成果物」という。）の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される利用権を含む。）は委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権を含む。）を行使しないものとする。なお、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、当該第三者の許諾取得及び著作権、利用権等に関する必要な手続を受託者が責任をもって行い、使用料その他の費用負担及び紛争が生じた場合の責任も受託者が負うものとする。受託者は、当該著作物が第三者の権利を侵害していないことを委託者に対して保証する。
- (6) 成果物に対して第三者から著作権その他の権利の主張、損害賠償請求等がなされた場合は、委託者に帰すべき事由がある場合を除き、受託者の責任と負担において速やかにこれを解決し、委託者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。受託者は、必要に応じて委託者に対し適時かつ十分な情報提供を行うものとする。
- (7) 委託者は、成果物を機関の制限なく、無償で、インターネット、DVD、放送番組その他あらゆる媒体・方法により公表（公開、配布、放送等）するとともに、成果物の内容（例：各観光施設の内容修正）を自由に編集・改変（追加、変更及び削除を含む。）する権利を有する。受託者は、成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。なお、成果物は編集可能なデータ形式にて納品され、委託者は納品後、自らの判断で随時内容修正を行うことができるものとする。
- (8) 業務完了後において、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (9) 本契約終了後における本成果品の使用及び第三者への提示は、発注者の承認を受けること。また、本契約終了後において、本業務の遂行にあたり知り得た情報を発注者の許可なく他に漏らしてはならない。
- (10) 受注者は、業務の全てを一括若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。